

# 法律知識 No.73



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

当社は、〇〇酒造株式会社という商号で事業を行っており、〇〇は、酒、つゆなどを指定商品として商標登録をしています。当社では、みりんの製造を行っており、〇〇みりんの名称で販売を行っています。〇〇みりんの売上は全国でも上位にあり、日本中で知られています。最近、「〇〇みりん入り」という記載がされたラベルを付したつゆが販売されています。つゆの商品名なども記載されており、そちらの記載の方が大きいのですが、「〇〇みりん入り」という文字も小さくない文字で記載されています。当社は、つゆの製造会社に対して〇〇の商標利用を許諾したことはありません。当社の商標権を侵害するものではないでしょうか。



A

商標とは、事業者が自己の取扱う商品・サービスを他人のものと区別するために使用するマークのことをいいます。

商標権は、商標登録により発生します。登録の際、どのようなマークをどのような商品・サービスに使用したいのかを特許庁に届出ることになります。今回は、〇〇というマークがつゆなどを指定商品として届出られています。

商標登録がされれば、登録したマークの使用を他者から妨げられることはなく、他人が指定商品に類似するマークを付した商品を販売した場合、その使用の差止などを請求することができます。今回は、同じ指定商品に同じマークが使用されていて、商標権侵害になるようにも見えます。

しかし、商標は、自己の商品と他者の商品を区別するために使用されるマークです。一般の人が今回のラベルを見た際、〇〇みりんは、原材料や素材として入っただけだと認識するものと思われる、どこの商品であるかを勘違いすることはないと思われます。このような場合、商標権を侵害するものではないと考えられています。今回、つゆの製造会社に対して、商標の使用の差止などを求めることは難しいと思われます。

各出張所で法律相談会を  
開催しています  
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 3月6日(月)、4月3日(月)
- いわき出張所 3月13日(月)、4月10日(月)
- 二本松出張所 3月20日(月)、4月17日(月)